

議案第 18 号

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第1条 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例（平成26年野田市条例第18号）の一部を次のように改正
する。

第26条の見出しを「（人格の尊重等）」に改め、同条中「懲戒」を「監
護及び教育」に、「身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用」を
「教育・保育給付認定子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達
の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の教育・保育給付認定子
どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を」に改める。

(野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第2条 野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成26年野田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加え、「
第15条第1項から第3項まで」を「第15条第1項及び第2項」に改める。

第8条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、
家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、
職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保
育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の
研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項につい
ての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安
全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第14条の見出しを「（人格の尊重等）」に改め、同条中「懲戒」を「監護及び教育」に、「身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用」を「利用乳幼児の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の利用乳幼児の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を」に改める。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改め、同条第3項中「家庭的保

育事業者等は、家庭的保育事業所等に」を「家庭的保育事業所等には、」に改める。

(野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ご

とに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定は、公布の日から施行する。
(野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第18号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p><u>(人格の尊重等)</u></p> <p>第 26 条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により<u>監護及び教育</u>に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、<u>教育・保育給付認定子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の教育・保育給付認定子ども自身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</u></p>	<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第 26 条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により<u>懲戒</u>に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

- 野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第19号）（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p><u>(保育所等との連携)</u></p> <p>第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで</u>において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳</p>	<p><u>(保育所等との連携)</u></p> <p>第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、<u>第15条第1項から第3項まで、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで</u>において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 8 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 11 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 11 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職

じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(人格の尊重等)

第 14 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により監護及び教育に關しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を探るときは、利用乳幼児の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の利用乳幼児の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

(衛生管理等)

第 15 条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4・5 (略)

員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 14 条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に關しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第 15 条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4・5 (略)

○ 野田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年野田市条例第 20 号）（第 3 条関係）

改 正 案	現 行
<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第 7 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るために、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確實に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。
(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 (略)

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 (略)